

令和 2 年度第 1 回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会の概要について

農林水産省は、令和 2 年 6 月 17 日（水曜日）に、令和 2 年度 第 1 回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会（以下「OIE 連絡協議会」という。）を農林水産省でウェブ会議にて開催しました。今回は令和 2 年 2 月に開催された OIE コード委員会の報告書で提示された OIE コード改正・新設案を中心に意見交換を行いました。意見交換の概要は以下のとおりです。

【意見交換の概要】

1. 鳥インフルエンザ

・OIE 連絡協議会に出席したメンバーから（以下「メンバー」という。）、鳥インフルエンザに関して H7N9 以外の人に重篤な症状を引き起こす低病原性鳥インフルエンザ（以下「LPAI」という。）は見つかっていないのか質問がありました。これについて、事務局から現時点で人に重篤な症状を引き起こすことが報告されているのは、中国で発生した H7N9 のみである旨回答しました。

・メンバーから、家きんの LPAI が通報対象から外れても、モニタリング対象ではあるとはどういうことなのかと質問がありました。これについて、事務局から、高病原性への変異の可能性などを考慮して、高病原性鳥インフルエンザの章の中で、LPAI モニタリングを実施すべき旨が記載されており、通報対象となっていない LPAI の発生を通報する必要はないものの、各国で LPAI を監視する仕組みは構築すべきであるとの意図である旨回答しました。

・メンバーから、モニタリングにより得られた情報が世界で共有されることが、新たなインフルエンザの変異株の発生に対応する上で重要との意見がありました。これについて、事務局から情報共有に関しては当方でも懸念していることであり、OIE にも意見していきたい旨回答しました。

・メンバーから、自家消費用の鳥が家きんの定義から外れたことに関して、自家消費用の家きんこそが人への感染の大きなリスクになっているのではと意見がありました。これについて、事務局から、裏庭養鶏のうち、家きんと直接的・間接的な接触がないものだけを「家きん」の定義から外すとの要件を課した上で、これら自家消費用の家きんから農場への感染拡大のリスクは極めて小さいことから、多大な経済的・労力的な負担を要するモニタリングを必須とはしないとの OIE の考えを説明しました。一方で、各国が人への感染等のリスクに応じたモニタリングを行うことを否定するものではなく、また、病原性の変化等があれば直ちに通報する必要がある旨も説明しました。

・メンバーから、獣医当局が裏庭農場の把握や、発生状況を監視する体制を有していない国があるとすれば問題でないかとの意見がありました。獣医当局の体制に関して、OIE として獣医当局の能力向上（キャパシティビルディング）を行っていくことで、体制を整える努力を行っている」と回答しました。

・メンバーから、今回の LPAI に関する部分のコード変更が行われた場合に、日本の家畜伝染病予防法における LPAI の扱いに変更があるのか、またそれに関して LPAI が発生した場合に WTO の SPS 協定上の措置はどうなるのかとの質問がありました。さらに、今回の改定が輸入国側に不利な状況になるのではないかと懸念する意見がありました。これについて事務局から、日本の家畜伝染病予防法における LPAI の扱いに変更はなく、SPS 協定上においても、自国の適切なレベルの保護措置を守っていくために科学的根拠に基づく必要な措置をとることも可能である旨回答しました。

・メンバーから、自家消費用の鳥が家きんの定義から外れたら、疾病発生時に防疫措置によるコントロールの対象にはならないのかという質問がありました。これについて事務局から、OIE コード上は自家消費用の鳥における HPAI の発生は清浄ステータスに影響しないものの、防疫措置については各国で自国の基準で対応することに制限はない旨回答しました。

2. OIE リスト疾病

・メンバーから、日本の家伝法に含まれる家きんコレラについて、OIE のリスト疾病に含まれないというのは OIE リスト疾病の要件（OIE コード第 1.2 章に記載）に合致していないためかという質問がありました。これについて事務局から、家きんコレラについては、以前はリストに含まれていたが、専門家の意見や最新の科学的知見を踏まえ、2011 年の OIE 総会における各国の決議の結果、リストから外れた旨回答しました。また、OIE のリスト疾病は各国における管理対象疾病のリストとは必ずしも一致しない旨を説明しました。

3. CSF

・メンバーから、食品残渣中の CSFV の不活性化の条件に 90°C・60 分以上もしくは CSFV を不活化させることが証明されている同等の処理との記載があるが、同等の処理とは具体的にはどのような処理が該当するのかと質問がありました。これについて事務局から、不活化効果の同等性の証明義務は加盟国側にあり、提案する加盟国が科学的根拠に基づいて不活化条件を提示し、OIE が当該条件について妥当であると判断すれば認められる旨、及び現時点では加盟国から具体的な条件の提示はない旨回答しました。

・メンバーから、CSF に関して OIE の 4 次案に野生いのししからの隔離に関する記述があるが、飼養衛生管理基準の放牧制限と関係性があるのか質問がありました。これについて事

事務局から、OIE の CSF 清浄性ステータス条件では、野生いのししからの感染リスクがある場合には、適切なバイオセキュリティ措置によって飼養豚が野生いのししから隔離されていることが条件である旨が規定されていること、ただし隔離措置の具体的な方法に関しては規定されておらず、具体的な措置は各国が定め、清浄国認定を受ける際には、どのように隔離しているかを示す必要がある旨を説明しました。

4. 採卵鶏生産システムにおけるアニマルウェルフェア

・メンバーから、アニマルウェルフェアは動物の行動の観点から考えるもので、ひび卵や汚染卵といった卵の生産性の観点から考えることは視点が異なるのではとの意見がありました。これについて事務局から、OIE コードではアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の有無により影響を受ける行動を含めた様々な要素を指標として定めており、その中にひび卵や汚染卵といった卵の状態が示されていることを回答しました。

また、資料内容が誤解を招きかねない表現となっていたことについて、適切に修正し公表する旨回答しました。

・メンバーから、止まり木を導入した鶏舎で、止まり木上で産卵し、ひび卵となっているとの事例について紹介がありました。

・メンバーから、OIE コードは十分な柔軟性を確保する必要があるとの意見がありました。

5. 小反芻獣疫

・メンバーから、特に意見や質問はありませんでした。

6. OIE コード委員会の今後の活動

・メンバーから、特に意見や質問はありませんでした。

7. 新型コロナウイルス感染症に対する OIE の取組

・メンバーから、特に意見や質問はありませんでした。

8. OIE アジア太平洋地域事務所に対する特権・免除付与について

・メンバーから、特に意見や質問はありませんでした。